

令和4年第3回別府市農業委員会総会議事録

日 時	令和4年3月4日（金）午後2時00分		
場 所	別府市農業委員会室		
招集者	別府市農業委員会 会長 久保 賢一		
次 第	日程第1 議事録署名委員の指名 日程第2 議事 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について 報告第1号 農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について (1) 農地法第3条の3の規定による届 (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届 (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届 出席委員 4名 ※ 番号は議席番号 1番 久保 賢一 2番 佐藤 進蔵 3番 後藤 利夫 4番 小畑 義宏 5番 齊藤 孝一 6番 藤内 宣幸 7番 星野 賢一 出席職員 事務局長 塩出 政弘 主査 加藤 満江 主査 吉岡 千紘		

午後2時00分 開会

(局長) それでは、只今より令和4年第3回別府市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会の出席委員数は、過半数を超えていますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしましたことを、ここに、ご報告申し上げます。

ここでお願いがございます。議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえ発言していただきたいと思っております。それから、総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りくださるようお願いいたします。

また、離席する場合は、議長に許可をもらってください。

それでは、会長よろしくお願いたします。

(会長) 皆さん、お疲れ様です。

2月の総会が2月17日でしたので、あっという間に3月の総会でございます。

2月は、参集人数を制限して開催いたしましたでしたが、今回の総会は、通常通りの開催でございます。

本日は、事務局から知らせていたように、総会終了後に議長と農業について、協議を進めていきたいと思っております。

ざっくばらんに話し合えたらと思っていますので、ご協力をお願いします。

なにか、地域の農業問題について、少しでも解決する糸口になることを期待しているところです。

(議長) それでは、本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務め

させていただきますので、よろしくお願いいたします。

総会に先立ちまして、本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか？

(委員) 異議なし

(議長) ご異議がないようでありますので、2番佐藤委員、4番小畑委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の総会も時間を短縮して行いたいと思います。議案につきましても、事前に皆さんにお送りさせていただいておりますので、報告の部分につきましては、説明を省略し、ご質問等がありましたらお受けしたいと思います。

それでは、只今より、令和4年第3回別府市農業委員会総会をはじめたいと思います。

まず、はじめに、本日の議案について事務局から説明をお願いします。

(事務局) ご説明いたします。本日の総会議案につきましては、タブレットの、別府市農業委員会総会議案の2ページ目にごございますのでご覧いただきたいと思います。

第3回別府市農業委員会総会次第でございます。

これから4の議事に入ります。議案が第1号8件、報告第1号が6件でございます。

それでは、議長よろしくお願いいたします。

(議長) それでは議事に入ります。

議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利

用集積計画の決定について」を議題といたします。

申請番号1番から4番までは、いずれも利用権を受けるものが同一人
でありますので、続けて説明を受けたいと思います。また、5番・6
番、7番・8番も同様に続けて説明を受け、その後一件ずつ採決を行
いたいと思いますがご異議ございませんか？それでは議事に入ります。

(委 員) 異議なし

(議 長) それでは、事務局より説明を求めます。

(事務局) はい、それでは議案の3ページをお開きください。議案第1号 農業
経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定
について1番から4番まで設定を受けるものは同じでございます。

受ける者の設定の理由は、規模拡大したいというものです。

番号1 利用権を設定する者 別府市の方、利用権を受ける者も別府
市の方です。区分、都市計画区域外、農振地域・農用地区域。利用権
を設定する土地、大字内成、田、現況田、外12筆 計7,059㎡
です。利用権の種類、賃借権。利用方法 田。利用期間 令和4年3
月4日から令和9年3月3日。設定理由 利用権を設定する者、高齢
のため耕作困難。利用権を受ける者、農業規模を拡大したい、という
ものでございます。

続きまして、番号2 利用権を設定する者 別府市の方、利用権を受
ける者は1番と同じです。区分、都市計画区域外、農振地域・農用地
区域。設定する土地、大字内成 田6,568㎡のうち3,250㎡。
利用権の種類、賃借権。利用方法 田。利用期間 令和4年3月4日

から令和9年3月3日。設定理由 利用権を設定する者、耕作しないため。利用権を受ける者、1番と同様でございます。

番号3 利用権を設定する者 別府市の方。都市計画区域外、農振地域・農用地区域。設定する土地、大字内成 田836㎡。利用権の種類、使用貸借権。利用方法 田。利用期間 令和4年3月4日から令和9年3月3日。設定理由 利用権を設定する者、耕作しないため。

番号4・利用権を設定する者 別府市の方。区分、都市計画区域外、農振地域・農用地区域。

設定する土地、大字内成 田677㎡。利用権の種類、使用貸借権。利用方法 田。利用期間 令和4年3月4日から令和9年3月3日。設定理由 利用権を設定する者、耕作困難なため。受ける者は1番から4番まで同様でございます。

(議長) 只今、事務局の説明が終わりました。
それでは、地元の後藤委員さんから補足説明があればお願いします。

(後藤委員) 利用権を設定する者は、4名ほどおりますが、受ける者は同じ方です。合計で1町2反ほどあります。借りる方は20代で今年の今頃に同じように1町1反で借りてまして合計で2町3反ほど内成の田をすることになります。住んでいるところは古賀原地区で隣になるのですが、今後、内成農業の中心的人になってくるのではないかと考えております。以上です。

(議長) ただいま、事務局及び地元の後藤委員の説明が終わりましたが、議案第1号申請番号1番から4番について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(委員) 特になし

(議長) それでは、申請番号5番・6番についても設定を受けるものが同一人でございますので、続けて事務局よりの説明を求めます。

(事務局) はい、それでは議案の5ページの5番です。

番号5 利用権を設定する者 別府市の方、利用権を受ける者は別府市の法人です。区分、市街化調整区域、農振地域・農用地区域。利用権を設定する土地、大字東山、田、現況田、外4筆計8,041平方メートルです。利用権の種類、賃借権。利用方法 田。利用期間 令和4年3月4日から令和9年3月3日。設定理由 利用権を設定する者、以前から利用権を設定していたが、引き続き貸し付けたい。利用権を受ける者、農家の高齢化・後継者不足等の問題に取り組み、農業と地域を守り地域活性化を図る運営を行うため引き続き借り受けたい、というものでございます。

番号6 利用権を設定する者 別府市の方、利用権を受ける者は5番と同じです。区分、市街化調整区域、農振地域・農用地区域。利用権を設定する土地、大字東山、田、現況田、外3筆計4,194㎡です。利用権の種類、賃貸借。利用方法 田。利用期間 令和4年3月4日から令和9年3月3日。設定理由 利用権を設定する者、以前から利用権を設定していたが、耕作困難なため引き続き貸し付けたい。利用権を受ける者の理由は5番と同様でございます。

(議長) 只今、事務局の説明が終わりました。

それでは、5番について担当地区の藤内委員さんから補足説明があれ

ばお願いします。

(藤内委員) 5番について私の方から説明いたします。ここは受ける者は推進委員の大野さんが社長を務めています。社長と一緒に現地を見らしていただきました。設定の理由にあるように農家の高齢化、後継者不足等の問題に取り組み、農業と地域を守り地域活性化を図る運営を行うため引き続き借り受けたい。受け手が大きな組織なので非常に整備されており、受け手として問題ないと思いますので引き続き継続することに許可をお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局及び担当の藤内委員の説明が終わりましたが、続きまして6番の担当地区の齋藤委員さんから補足説明があればお願いします。

(齋藤委員) 貸し手の方は会社員をしておりました耕作は困難なため、引き続き株式会社東山パレットさんをお願いしたいということでそのまま継続したいとのことですのでよろしくをお願いします。

(議長) ただいま、事務局及び担当の藤内委員、齋藤委員の説明が終わりましたが、議案第1号申請番号5番・6番について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(委員) 特になし

(議長) それでは、申請番号7番・8番についても設定を受けるものが同一でございませぬので、続けて事務局よりの説明を求めます。

(事務局) はい、それでは議案の6ページの7番です。

利用権の設定を受ける者は、7番・8番とも同一人です。

番号7 利用権を設定する者 別府市の方、利用権を受ける者は別府市の方です。区分、都市計画区域外、農振地域・農用地区域。利用権を設定する土地、大字別府、田、現況田、1, 0 1 1 m²。利用権の種類、賃借権。利用方法 田。利用期間 令和4年3月4日から令和9年3月3日。設定理由 利用権を設定する者、耕作困難なため。利用権を受ける者、農家の高齢化・後継者不足等の問題に取り組み、農業と地域を守り地域活性化を図る運営を行うため引き続き借り受けたい、というものでございます。

番号8 利用権を設定する者 別府市の方、利用権を受ける者は7番と同じ。区分、都市計画区域外、農振地域・農用地区域。利用権を設定する土地、大字別府、田、現況田、外1筆計1, 4 6 5 m²のうち9 2 0 m²です。利用権の種類、賃借権。利用方法 田。利用期間 令和4年3月4日から令和9年3月3日。設定理由 利用権を設定する者、耕作困難なため。利用権を受ける者の理由は7番と同様です。

(議長) 只今、事務局の説明が終わりました。

それでは、地元の齊藤委員さんから補足説明があればお願いします。

(齊藤委員) 7番を飛ばしまして8番からご説明いたします。貸し手の方は脑梗塞で耕作が困難ということで借りる方に大野さんをお願いしたということです。7番に戻りますが、貸付の方はその脑梗塞した方が借りていままで耕作をしていたのですが耕作ができないということで2月総会の時にも説明しましたが双方とも前の推進委員でありますし、間

違わないと思います。よろしくお願ひいたします。

(議 長) 只今、事務局及び齊藤委員から説明が終わりました。議案第1号申請番号7番8番について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(委 員) 特になし

(議 長) それでは、議案第1号申請番号1番から8番まで1件ずつ採決いたしたいと思います。申請番号1番について、申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし

(議 長) 異議なしとのことであります。

議案第1号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」の申請番号1番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第1号申請番号2番について、申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし

(議 長) 異議なしとのことであります。

議案第1号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」の申請番号2番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

続いて、議案第1号申請番号3番について、申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし

(議長) 異議なしとのことであります。

議案第1号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」の申請番号3番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第1号申請番号4番について、申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし

(議長) 異議なしとのことであります。

議案第1号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」の申請番号4番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第1号申請番号5番について、申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし

(議長) 異議なしとのことであります。

議案第1号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」の申請番号5番については、申請のと

おり承認することに決定いたしました。

続けて、議案第1号申請番号6番について、申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし

(議長) 異議なしとのことであります。

議案第1号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」の申請番号6番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第1号申請番号7番について、申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし

(議長) 異議なしとのことであります。

議案第1号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」の申請番号7番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、議案第1号申請番号8番について、申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし

(議長) 異議なしとのことであります。

議案第1号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地

利用集積計画の決定について」の申請番号8番についても、申請のとおり承認することに決定いたしました。

ここからは、事務局からの説明は省略したいと思います。

報告第1号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)農地法第3条の3の規定による届、番号1・2について、何かご質問等があれば、お受けいたします。何かありますか。

(委員) 特になし

(議長) 特にご質問等もないようであります。続きまして(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届、番号1～番号3番までについて、何かご質問等があれば、お受けいたします。何かありますか。

(委員) 特になし

(議員) 特にご質問等もないようであります。続きまして(3)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届、番号1について、何かご質問等があれば、お受けいたします。何かありますか。

(委員) 特になし

(議長) 特にご質問等もないようであります。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

15時05分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長 会 長 印

署名委員 2 番 委 員 印

署名委員 4 番 委 員 印